

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 農地利用集積円滑化事業規程の承認	農業経営基盤強化促進法	第11条の11第1項	30日以内	農林課	法第11条の11第3項の規定による	(農地利用集積円滑化事業規程) 第十一条の十一 3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。 一 基本構想に適合するものであること。 二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。			
2 農地利用集積円滑化事業規程の変更等の承認	農業経営基盤強化促進法	第11条の12第1項	30日以内	農林課	法第11条の12の規定による	第11条の12 2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。			
3 農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項	30日以内	農林課	法第12条第4項による	第12条 略 2・3 略 4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。			

4	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第13条第1項	30日以内	農林課	法第12条第4項による	<p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
5	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	法第14条の4第1項	30日	農林課	法第14条の4第3項	<p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。(1) 基本構想に照らし適切なものであること。(2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
6	青年等就農計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	法第14条の5第1項	30日以内	農林課	法第14条の5第2項	<p>第14条の5 略</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			

7	森林経営計画の認定	森林法	法第11条第5項	20日以内	農林課	法第11条第5項	第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。	(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。	(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況 その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。 (6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の
8	森林経営計画の変更の認定	森林法	法第12条第2項	20日以内	農林課	法第11条第5項	第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。		
9	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	法第9条第1項	30日以内	農林課	法第9条第3項	3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。	(1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。) (3) 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあると	

10	従事者の交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	法第9条第8項	30日以内	農林課	法第9条第8項	<p>第9条 8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>			
11	許可証又は従事者証の再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	法第9条第9項	15日以内	農林課	法第9条第9項	<p>第9条 9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>			